

令和6年4月3日

就労継続支援B型事業所の目標工賃達成加算に関する告示の修正について

厚生労働省から、就労継続支援B型事業所の目標工賃達成加算に関する告示及び留意事項通知に誤りがあったと連絡がありました。

告示及び留意事項通知、Q&Aの修正版については発出に時間がかかるとのことで、取り急ぎ、以下の内容をお知らせいたします。

なお、届出様式（別紙25-2）及びQ&Aの24ページに記載している内容（「具体的には、～」以降）については修正ありません。

【告示の修正箇所】該当はP. 148

※以下の注の2文目について

誤 「当該工賃目標は前年度における」

正 「当該工賃目標は前々年度における」

【修正後の告示の内容】

第14 就労継続支援B型

13の2 目標工賃達成加算 10単位

注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

この場合において、当該工賃目標は前々年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額

（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。